

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次ページの事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gkids.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社グローバルキッズCOMPANY

【目次】

当社第7回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

<事業報告>

主要な借入先の状況	1
新株予約権等の状況	1
会社役員の状況	3
会計監査人の状況	6
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	7

<連結計算書類>

連結株主資本等変動計算書	15
連結注記表	16

<計算書類>

株主資本等変動計算書	31
個別注記表	32

1. 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,662百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	878百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	683百万円
株 式 会 社 新 生 銀 行	206百万円

2. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2015年3月19日 (注) 1
新 株 予 約 権 の 数		2,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 44,000株 (新株予約権1個につき 20株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 500円 (1株当たり 25円)
権 利 行 使 期 間		2017年3月20日から 2025年3月18日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役員の保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 名

(注) 1. 2015年10月1日の株式移転により当社の完全子会社となった株式会社グローバルキッズが発行した第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わるものとして2015年10月1日に交付したものです。なお、発行決議年月日は株式会社グローバルキッズの第1回新株予約権に係るものを表しています。

2. (1) 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、その他これに準ずる地位にある者とする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を受けたときはこの限りでない。
- ②本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合等、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが適当でない合理的に認められる場合には、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ③本新株予約権者が書面により本新株予約権を放棄する旨を申し出た場合には、以後本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ④本新株予約権者が死亡した場合、相続人に本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑤下記「(2) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑦本新株予約権者が支払停止もしくは支払不能となり、又は振り出し、保証もしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、本新株予約権の行使を認めないものとする。

(2) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①本新株予約権者が第1回新株予約権の要項に違反した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②本新株予約権者が本新株予約権の行使をする前に、行使の条件を充たさないため行使が認められなくなった場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ④当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転承認の議案が株主総会で承認された場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑤本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社はすべての新株予約権を無償で取得することができる。
3. 2015年12月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整後の内容となっております。

3. 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	石井 光暢	(株)エコグリーンホールディングス	代表取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	桑戸 真二	むすびず(株) (株)福祉総研 (株)あすき	社外取締役 代表取締役 社外取締役	特別な関係はありません。
社外取締役	汐見 和恵	(一社)家族・保育デザイン研究所	所長	特別な関係はありません。
社外監査役	橋口 晶子	(株)グローバルキッズ	常勤監査役	連結子会社
社外監査役	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所	弁護士	当社は同法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。
社外監査役	石崎 信明	東京ファイナンシャルアドバイザリー(株)	取締役会長	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 石井 光暢	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な監督機能を果たすことを期待しており、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役 桑戸 真二	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な監督機能を果たすことを期待しており、実践的な経験や知見を通して業務執行に対する妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役 汐見 和恵	社外取締役就任後に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。社会福祉・児童福祉分野に高度な知見と豊富な経験を有しており、実践的な経験や知見を通して業務執行に対する妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役 橋口 晶子	当事業年度に開催された取締役会21回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	当事業年度に開催された取締役会21回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 石崎 信明	当事業年度に開催された取締役会21回すべて、監査役会14回すべてに出席いたしました。経営コンサルタントとしての高い見識、また監査役としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社連結子会社である株式会社グローバルキッズが運営する認可保育所及び認証保育所において、同社本部関与の下、施設での勤務実態の無い職員について在籍しているかのように、名簿、出勤簿等を偽造し、各行政区に対して虚偽の報告を行っていたこと（以下、本件事実）が判明したため、当社は本事業年度中の6月にその旨の公表をしました。

社外取締役石井光暢氏、桑戸真二氏、汐見和恵氏、社外監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）、石崎信明氏は、日頃から当社取締役会において、コンプライアンス、内部統制の強化の視点から提言を行ってまいりました。

このうち、社外取締役石井光暢氏、桑戸真二氏、社外監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）、石崎信明氏の5氏は、本件事実の一部となる2019年の不適正事案について2020年1月の取締役会において会社から報告を受け、事実関係の究明と再発防止策の徹底を求めておりました。また、社外取締役汐見和恵氏は、2021年12月21日に社外取締役に就任しており、2020年1月の取締役会での報告については認識していませんでした。

社外取締役石井光暢氏、桑戸真二氏、汐見和恵氏、社外監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）、石崎信明氏は、本件事実の判明後は、速やかに事実関係および原因の究明と再発防止に向けた対応策及び内部統制のさらなる強化等について意見を述べるなど、その責務を果たしております。

4. 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社並びに当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役および経営幹部の職務執行の適正性
「取締役会規程」および執行機関である当社子会社の担当役員会（以下「担当役員会」という。）の「担当役員会規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備する。
 - ・ コンプライアンス
コンプライアンス関連規程およびコンプライアンス推進体制を整備し、教育・研修・ハンドブック等による行動規範等の周知徹底を行い、取締役および従業員が法令および定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組む。
 - ・ 内部通報制度
法令および定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止および迅速な対応を図る。その際、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いを行わないことを明示し、制度の有効性を確保する。
 - ・ 反社会的勢力の排除
当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応する。
 - ・ 内部監査
内部監査担当部門による本部監査、現場往査を通して取締役および従業員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図る。

- ② 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・法令および情報管理・文書管理等の関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会・取締役会・担当役員会等の議事録、稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役および内部監査担当部門が随時閲覧できる体制を確保する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理する。
 - ・取締役会およびその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図る。
 - ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用する。
 - ・内部監査担当部門の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図る。
 - ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに代表取締役社長および監査役にその内容を報告し対策を講じることとする。
 - ・リスクマネジメント関連規程を整備し、リスクマネジメントに関わる基本的事項および危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図る。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」を整備し、それぞれの責任と権限の所在を明確に定める。
 - ・当社並びに当社子会社の中期経営計画および年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックする。

- ・取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については担当役員会およびその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとする。
 - ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図る。
- ⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社子会社の経営等に関する重要事項については、取締役会および担当役員会において審議・決定することを通じて業務の適正を確保する。
- ⑦ 内部監査に係る体制
- ・内部監査担当部門は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役社長に報告する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき従業員（以下「補助人」という。）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役に補助人を配置することとする。
 - ・補助人の選任については、監査役からの指名または助言を受けて決定する。
 - ・補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
 - ・補助人の人事異動および考課については、監査役の同意を得ることとする。
- ⑨ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとする。
 - ・取締役および従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底する。
 - ・常勤監査役は、取締役会、担当役員会その他の重要な会議に出席し、執行状況を聴取し関係資料を閲覧することができる。

- ⑩ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行う。
 - ・監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとする。
 - ・監査役職務の執行について生じる費用等の前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び経営幹部の職務執行の適正性
「取締役会規程」及び執行機関である当社子会社の「取締役会規程」「担当役員会規程」等に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証しております。
 - ・全役職員のコンプライアンス
代表取締役社長をコンプライアンス最高責任者、総務部長をコンプライアンス統括実施責任者、コンプライアンス最高責任者の下にコンプライアンス委員会を置いて、コンプライアンスの推進に努めております。また「コンプライアンス基本規程」を中心に、コンプライアンス推進に向け「よりそいブック」配布や行動規範の周知徹底等により、全役職員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組んでおります。
 - ・内部通報制度
内部通報規程を定め、役職員が法令や定款・諸規程に違反する行為を発見した際の相談・通報窓口（「よりそいライン」「総務部相談窓口」「社外弁護士窓口」「監査役窓口」）を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図っております。このうち「よりそいライン」「外部弁護士窓口」は会社から独立した外部機関、弁護士に委託しております。相談・通報窓口の運用にあたっては、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取り扱いを行わない等、通報者保護を徹底し、内部通報制度の有効性を確保しております。

- ・反社会的勢力の排除

当社並びに当社子会社は、行動規範のほか「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しない等を定め、全役員この遵守を徹底しております。また、上記の内規で警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応することを明記しているとともに、全ての新規取引先は取引前に反社会的勢力との関係確認をする等の運用を実施しております。

- ・内部監査

内部監査室による本部監査、現場往査を通して全役員が認識と知識を深め、モニタリングを行うことで改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図っております。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録・取締役会議事録・担当役員会等議事録・稟議書・契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制をとっております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
- ・当社取締役会並びに子会社の担当役員会、リスクマネジメント委員会等の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図っております。

- ・「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。
 - ・内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図っております。
 - ・当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに管掌の業務執行取締役又は代表取締役社長、監査役にその内容を報告し対策を講じることとしております。
 - ・「リスクマネジメント基本規程」等において、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図っております。
- ⑤ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要
- ・当事業年度において取締役会を21回開催し、経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。取締役の職務執行の効率性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。
 - ・取締役の職務の効率性を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定め運用されております。
 - ・当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
 - ・取締役会は、毎月1回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要議案については当社子会社の担当役員会及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進することとしております。
 - ・各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることができるよう運用しております。

⑥ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社の経営等に関する重要事項については、当社の取締役会において、審議・決定することを通じて業務の適正の確保に努めております。子会社の役員については、当社の役職員が就任することにより、子会社の経営等に係る事項につき、迅速な情報把握ができる体制を整えております。内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

⑦ 内部監査に係る体制の運用状況の概要

- ・ 内部監査室にて、社内各部署が諸法令、定款及び社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、業務フローにより適切な牽制が効いているかを監査役会との相互協力により書類の閲覧及び実地調査をしております。監査結果は代表取締役社長に報告され、被監査部門の責任者に改善事項の指摘を実施しております。

⑧ 監査役に係る体制の運用状況の概要

- ・ 当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施いたしました。取締役会及び当社子会社の担当役員会等の重要な会議への出席や保育施設の往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室との間で情報交換を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。
- ・ 監査役の職務を補助すべき従業員（補助人）の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役に補助人を配置しております。
 - ロ. 補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定しております。
 - ハ. 補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
 - ニ. 補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。

- ・ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をすることとしております。
 - ロ. 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。
 - ハ. 常勤監査役は、取締役会のほか当社子会社の担当役員会に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜出席しております。
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長は、適宜、監査役との意見交換を行っております。
 - ロ. 監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができることとなっております。
 - ハ. 監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,288	1,976	5,442	△6	8,701
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	7	7			15
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△314		△314
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	7	7	△314	△0	△299
当連結会計年度末残高	1,296	1,984	5,127	△6	8,402

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	△0	△61	△62	19	8,658
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					15
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△314
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)	0	26	27	△19	8
当連結会計年度変動額合計	0	26	27	△19	△290
当連結会計年度末残高	—	△34	△34	—	8,367

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社グローバルキッズ

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社 GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社

主要な会社等の名称 GLOBAL KIDS VIETNAM CO., LTD.

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの 時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法によっております。(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6年～39年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

・賞与引当金

当社グループは、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 認可保育所等

児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし、都道府県知事等に認可された保育施設及び市町村が条例にて定めた認可基準を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、在籍園児数、在籍職員数等に応じて委託費及び補助金を自治体へ請求した時に一時点で収益を認識しております。

一方で、一部の収益については、自治体の補助金交付要綱に基づき、職員への人件費や、園の家賃の支払いを行うことで、徐々に履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

(2) 認可外保育施設

都道府県知事等の認可を受けていない保育施設であり、利用者からの保育料及び自治体や公益財団法人児童育成協会より運営費補助金の交付を受けて運営しております。

収益のうち、自治体への請求部分は、認可保育所等と同様の基準に従い、収益を認識しております。また利用者への請求部分は、利用者と直接保育委託契約を締結し、保育サービスを提供した時点で、履行義務が充足され、一時点で収益を認識しております。

(3) 学童・児童館

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的とした施設であります。自治体からの運営費の交付及び利用者から利用料を受けて運営しております。

収益の大部分は、利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。自治体との委託契約に基づき保育サービスを提供することで、一定の期間にわたって履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、期首利益剰余金に影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(施設固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損の兆候が識別され当連結会計年度に減損損失を計上した施設

減損損失 1,677百万円

(単位:百万円)

	認可保育所等	東京都認証 保育所	学童・児童館	合計
減損損失	1,540	128	8	1,677

なお、当連結会計年度に計上した減損損失については、連結注記表11.その他の注記(2)減損損失に記載しております。(施設固定資産に係る減損損失は 1,677百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは子育て支援事業を営むために、保育所等の資産を保有しております。

資金生成単位は、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各施設の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、施設を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合、施設の固定資産の市場価格が著しく下落した場合、閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された施設については、施設の主要な固定資産の耐用年数まで将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該施設の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが策定した経営計画を基礎として入所率等を主要な仮定に織り込んでおります。

割引前将来キャッシュ・フローの予測には不確実性が伴うことから、市場環境の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、経営環境の著しい悪化や閉園の意思決定等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

また、減損の兆候が識別されたものの、当連結会計年度に減損損失を認識していない施設は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	認可保育所等計			東京都認証 保育所	学童クラ ブ・児童館	合計
	認可保育所 等(東京 都)	認可保育所 等(神奈川 県)	認可保育所 等(その 他)			
帳簿価額	342	425	—	—	—	767

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,293百万円

(2) 当座貸越限度額の総額

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	3,680百万円
借入実行残高	—
差引額	3,680百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,405,341株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年12月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	234百万円	25.00円	2022年9月30日	2022年12月21日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権（2015年3月19日決議分）

発行すべき株式の内容 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 44,000株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	205百万円
退職給付に係る負債	155百万円
減損損失	1,023百万円
投資有価証券評価損	18百万円
関係会社株式評価損	8百万円
資産除去債務	100百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	1,604百万円
評価性引当額	一百万円
繰延税金資産合計	1,604百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,818百万円
繰延税金負債合計	△2,818百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,214百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	△3.2%
交際費	△0.4%
連結子会社との税率差異	5.9%
その他	2.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率	35.0%

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内に支払期日が到来する債務であります。借入金は運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としており、変動金利を適用している借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である未収入金については、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的にモニタリングを行っております。敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

未払金や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金及び保証金	1,012百万円	931百万円	△80百万円
建設協力金	266	271	4
資産計	1,279	1,203	△75
長期借入金	3,711	3,693	△17
負債計	3,711	3,693	△17

（注）1．現金及び預金、未収入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）2．市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (2022年9月30日)
非上場株式	47百万円
敷金及び保証金	705

（注）3．長期借入金には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

（注）4．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
未収入金	2,597	—	—	—
敷金及び保証金	23	397	45	546
建設協力金	19	69	89	88
合計	2,639	467	134	634

(注) 5. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	754	796	706	523	451	479
合計	754	796	706	523	451	479

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	931	—	931
建設協力金	—	271	—	271
資産計	—	1,203	—	1,203
長期借入金	—	3,693	—	3,693
負債計	—	3,693	—	3,693

(注) 時価の算定に用いた、評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金・建設協力金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の発行又は借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

子育て支援事業			
	一時点で認識する 収益 (百万円)	一定期間にわたって 認識する収益 (百万円)	合計 (百万円)
認可保育所等	18,827	3,027	21,855
認可外保育施設	1,237	167	1,405
学童・児童館	30	600	631
その他	460	—	460
顧客との契約から 生じる収益	20,556	3,795	24,352
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	20,556	3,795	24,352

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

	当連結会計年度 (2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,139
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,586
契約負債 (期首残高)	86
契約負債 (期末残高)	120

② 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 890円35銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 33円61銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(重要な契約等の締結又は解除)

当社は2022年10月20日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社さくらさくプラスとの経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を同日付で解約いたしました。

(1) 解約の理由

2022年7月19日に公表しました「株式会社グローバルキッズCOMPANYと株式会社さくらさくプラスの経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」によりお知らせしたとおり、両社は本経営統合に関する基本合意書を締結しました。その後、本経営統合に向け統合準備委員会を設置し、諸条件につきまして協議を重ねてまいりましたが、両社間においてガバナンス及び経営戦略全般の方向性について見解の相違があり2022年10月に予定していた最終契約の締結が困難であるとの認識に至りました。

(2) 今後の見通し

本経営統合に関する本基本合意書は解約となりますが、将来の協業の可能性も踏まえ、両社間の良好な関係は維持してまいります。

なお、当社においては、留保していた2021年12月21日に公表しました「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」のとおり、「流通株式時価総額」基準の充足に向けて企業価値向上に努めてまいります。

11. その他の注記

(1) 受取保険金

当連結会計年度中に発生したマルウェア感染によるシステム障害に係る費用についての保険金の受取りであります。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
施設 (23施設)	建物及び構築物 有形固定資産「その他」	東京都江東区 他	1,677

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、施設を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している施設について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（建物及び構築物1,640百万円、有形固定資産「その他」36百万円）として特別損失に計上しております。

(3) 閉園に伴う損失

近隣の認可保育所新設に伴う認証保育所閉鎖により、原状回復費用が発生したため計上したものであります。

(4) システム障害対応費用

2022年2月24日に発覚した不正メールを用いたマルウェア感染によるシステム障害に係る諸費用であります。主な内訳は外部専門業者への調査・解析費用です。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,288	2,556	2,556	1,095	1,095	△6	4,934
当期変動額							
新株の発行	7	7	7				15
当期純利益				329	329		329
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)							
当期変動額合計	7	7	7	329	329	△0	345
当期末残高	1,296	2,564	2,564	1,425	1,425	△6	5,280

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△0	△0	19	4,952
当期変動額				
新株の発行				15
当期純利益				329
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)	0	0	△19	△18
当期変動額合計	0	0	△19	327
当期末残高	—	—	—	5,280

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------|--|
| 無形固定資産 | 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
|--------|--|

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、連結子会社への経営指導等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越限度額の総額

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	100百万円
借入実行残高	—
差引額	100百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりです。

短期金銭債権	74百万円
長期金銭債権	3,350百万円
短期金銭債務	11百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 778百万円

営業費用 125百万円

営業取引以外による取引高

受取利息 11百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,859株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 7百万円

投資有価証券評価損 18百万円

関係会社株式評価損 8百万円

その他 1百万円

繰延税金資産合計 35百万円

繰延税金負債合計 1百万円

繰延税金資産（負債）の純額 35百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

住民税均等割 0.2%

その他 Δ 0.0%

税効果会計適用後の法人税の負担率 30.8%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 グ ロー バ ル キ ッ ズ	所 有 直 接 100.0%	資 金 の 貸 付 経 営 指 導 役 員 の 兼 任 業 務 の 委 託	資 金 の 貸 付 (注) 1	3,350	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,350
				経 営 指 導 料 の 受 取 (注) 2	778	未 収 入 金	74
				業 務 委 託 費 の 支 払 (注) 2	125	未 払 金	11
				利 息 の 受 取 (注) 1	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付、利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 業務内容を勘案し当事者の契約により決定しております。

7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 561円84銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 35円22銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。